

令和元年 10月1日から

# 屋外広告物の提出書類が変わります

屋外に設置した広告物は、風雨や雪など厳しい自然環境にさらされており、老朽化した広告物をそのままにしておくと、落下、倒壊する事故が発生するおそれがあります。

そこで、広告物の安全の確保を徹底するため、栃木県屋外広告物条例施行規則を改正し、広告物の許可申請（更新・変更）に添付する書類の一部を以下のとおり変更します。

## 1 提出書類の変更

9月30日まで	10月1日以降
屋外広告物自己 点検結果確認書	<u>屋外広告物安全点検報告書</u> 点検項目を明確化した報告書に様式を改めました。  資格を証する書類も添付 専門的知識を有する者が点検し、作成することを明確化し、 点検・作成者の資格を証する書類を併せて提出していただきます。 なお、報告書の作成に当たっての詳細は、「裏面」をご覧ください。
広告物等の写真	広告物等の <u>点検後の写真</u> 更新許可、 <u>変更許可</u> の申請時は、写真添付が必須 （変更許可時の写真は、変更しない既存の広告物等）

令和元年9月30日までに、更新許可申請等は、従来通りの書類です。

## 2 令和元(2019)年10月1日から適用

※10月1日以降は、新たな報告書を添付し申請願います。

問い合わせ先：栃木市 都市計画課（☎0282-21-2432）または  
栃木県 都市計画課（☎028-623-2463）まで  
お問い合わせください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



# 屋外広告物の更新許可及び変更許可時の提出資料

		変更前（～R1.9.30）	変更後（R1.10.1～）
提出書類	更新許可	1 屋外広告物更新許可申請書 2 添付する書類 ① 広告物の写真  ② 屋外広告物自己点検結果確認書  ※ 簡易広告物（注）（のぼり旗（自己の営業所等に表示、設置するもの。）を除く。）は、②の提出は不要	1 屋外広告物更新許可申請書 2 添付する書類 ① 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該異常箇所を撮影したものを併せて提出） ② 屋外広告物安全点検報告書 ③ ②を作成した者の資格を証する書類  ※ 簡易広告物は、②・③の提出は不要
	変更許可	1 屋外広告物変更許可申請書 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面  ④ 屋外広告物自己点検結果確認書  ※ 簡易広告物（のぼり旗（自己の営業所等に表示、設置するもの。）を除く。）は、④の提出は不要	1 屋外広告物変更許可申請書 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面 ④ 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該異常箇所を撮影したものを併せて提出） ⑤ 屋外広告物安全点検報告書 ⑥ ⑤を作成した者の資格を証する書類  ※ 簡易広告物は、⑤・⑥の提出は不要

注 簡易広告物・置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物（管理者を要しない広告物等と同等の広告物。）

## 「屋外広告物安全点検報告書」の作成について

- 作成の対象となる広告物  
置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物 **以外の広告物**
  - 点検・作成時期  
更新又は変更許可の **申請日前3か月以内**
  - 点検・作成者  
屋外広告士、職業訓練指導員免許を受けた者（広告美術仕上げ）、屋外広告物講習会又は屋外広告物技能点検講習会の修了者等
- ※ 点検の方法等については、国土交通省が作成した「**屋外広告物の安全点検に関する指針（案）**」等をご参照ください。（URL：[https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd\\_townscape\\_tk\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html)）